

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	総合市民体育館使用の許可		
根拠法令 及び条項	蓮田市総合市民体育館設置及び管理条例第8条 蓮田市総合市民体育館設置及び管理条例施行規則第3条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成9年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（即日～15日） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月21日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	生涯学習部文化スポーツ課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

蓮田市総合市民体育館設置及び管理条例第8条

(利用の許可)

第8条 体育館の施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 公益を害するおそれのあるとき。
- (3) 暴力団（蓮田市暴力団排除条例（平成24年蓮田市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用されると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認められるとき。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

蓮田市総合市民体育館設置及び管理条例施行規則第3条

(利用許可の申請)

第3条 申請者は、前条第1項に規定する予約の決定を受けた後、様式第1号の蓮田市総合市民体育館利用（変更）許可申請書を教育委員会に提出し、利用の許可を受けなければならない。

2 申請者が、前条第1項の予約の決定を受けた日から起算して10日以内に前項に規定する利用許可の申請の手続をしないときは、当該予約の申込は、取り消すものとする。

3 個人利用の場合は、利用日当日に様式第2号の個人利用券の交付を受けなければならない。

4 アリーナを部分利用する場合又はその他の施設を利用する場合は、電話により予約を受け付けることができる。この場合の受付期間は、利用日の1月前から利用日の1週間前までとする。

5 前項の電話予約をした場合は、第1項に規定する利用申請を電話予約した日から1週間以内に行わなければならない。ただし、利用日の2週間前から利用日の1週間前までに電話予約をした場合は、利用申請を利用日の1週間前までに行うものとする。

6 前項の期間内に利用申請が行われない電話予約は、取り消すものとする。